

選ばれる園芸産地緊急支援事業実施要領

（趣旨）

第1条 選ばれる園芸産地緊急支援事業（以下、「本事業」という。）の実施については、熊本県補助金等交付規則（昭和56年熊本県規則第34号。以下、「規則」という。）及び熊本県農林水産業振興補助金等交付要項（平成24年4月1日施行。以下「要項」という。）に定めるもののほか、この要領に定めるところによる。

（目的）

第2条 本事業は、コロナによる生活様式の変化で内食の消費支出が高まる中、産地間競争に打ち勝つために販促活動等の販売力強化に向けた取組みを支援し、消費地から選ばれる園芸産地の構築を図ることを目的とする。

（事業の内容）

第3条 本事業の内容は、別紙1のとおりとし、県は予算の範囲内で助成する。

（事業実施計画の承認申請）

第4条 要項第3条の事業実施計画承認申請書は、別に知事が定める期日までに提出するものとする。

2 事業実施計画承認申請書に添付する事業実施計画書の様式は、別紙第1号様式とする。

（事業実施計画の変更承認申請）

第5条 要項第5条第1項の事業実施変更計画書の様式は、別紙第1号様式を準用するものとする。

（補助金交付申請）

第6条 要項第6条第2項第1号の事業計画書、要項第8条第2項の事業変更計画書の様式は、別紙第1号様式を準用するものとする。

（実績報告）

第7条 要項第13条第2項第1号の事業実績書の様式は、別紙第2号様式とする。

（関係書類の閲覧）

第8条 知事は、必要に応じて、補助事業者の事業に係る経理内容を調査し、関係書類等の閲覧を求めることができる。

（その他）

第9条 本事業の実施については、規則、要項及びこの要領に定めるもののほか、必要に応じて別に定める。

附 則

この要領は、令和5年7月4日から施行し、令和5年4月1日以降に行われた事業について適用する。